

< 賃金関係 >

- 1 最低賃金決定状況
- 2 最低工賃決定状況

1 最低賃金決定状況

最低賃金額の件名	最低賃金額 (時間額)	効力発生日	適用労働者数
大阪府最低賃金	円 1,064	令和5年10月1日	人 4,100,800

特 定 （ 産 業 別 ） 最 低 賃 金	塗 料 製 造 業	1,070	令和5年12月1日	2,350
	鉄 鋼 業	1,066	令和5年12月1日	14,880
	非鉄金属・同合金圧延業、 電線・ケーブル製造業	1,064※ (大阪府最低賃金)	令和5年10月1日	4,230
	はん用機械器具製造業、生産用機 械器具製造業、業務用機械器具製 造業、暖房・調理等装置、配管工事 用附属品、金属線製品製造業、船 舶製造・修理業、船用機関製造業	1,070	令和5年12月1日	56,710
	電子部品・デバイス・電子回路、 電気機械器具、情報通信機械器具 製 造 業	1,068	令和5年12月1日	26,190
	自動車・同附属品製造業	1,068	令和5年12月1日	13,470
	自動車小売業	1,064※ (大阪府最低賃金)	令和5年10月1日	16,740

※ 「大阪府非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業最低賃金」、「大阪府自動車小売業最低賃金」について、令和5年度の改正はありません(大阪府最低賃金額が適用されます。)

2 最低工賃決定状況

件名	効力発生日	最低工賃額	適用委託者数	適用家内労働者数	直近の調査年月
男子既製洋服製造業	平成28年 8月 1日	別表のとおり	7 (6)	214 (148)	令和5年11月

適用委託者数及び適用家内労働者数については改正時点、()は直近の調査時点

別表

◎ 男子既製洋服製造業 (効力発生日 平成28年8月1日)

品目	工程	規格	金額	
背広上衣	そで付け裏まつり	針目が3cm間隔に9針以上のもの	1枚(50cm以上×2)につき	151円
	そで口裏まつり		1枚(30cm以上×2)につき	62円
	肩裏まつり		1枚(15cm以上×2)につき	27円
	えりこし(からげ)まつり	針目が3cm間隔に6針以上のもの	1枚(30cm以上)につき	33円
	ベントまつり		1枚(20cm以上)につき	25円
	背すそまつり		1枚(15cm以上×2)につき	43円
	えり裏まつり		1枚(10cm以上)につき	49円
	わき裏まつり	針目が3cm間隔に5針以上のもの	1枚(50cm以上×2)につき	36円
	前裏すそまつり		1枚(25cm以上×2)につき	39円
	見返し奥星入れ	針目が3cm間隔に4針以上のもの	1枚(40cm以上×2)につき	56円
	見返し7ミリメートル星入れ		1枚(40cm以上×2)につき	41円
	背裏鎖止め	鎖系ループの長さが1cmのもの	1枚につき	14円
	ベント止め	1本糸で×印しつけ止めのもの	1枚につき	11円
	糸くず取り		1枚につき	72円
	ズボン	腰裏後端まつり	針目が3cm間隔に10針以上のもの	1本につき
前立てまつり		針目が3cm間隔に6針以上のもの	1本につき	9円
天ぐまつり			1本につき	9円
小またちどり			1本につき	23円
腰裏むし止め		8か所に行うもの	1本につき	31円
ボタン付け		小ボタン、糸足つきで、根巻き4回以上のもの	1個につき	6円
シックむし止め		1か所に行うもの	1本につき	5円
糸くず取り			1本につき	23円